

公 示

下記農地は農地法第 33 条第 1 項に該当する農地であるので、同法第 32 条第 3 項（同法第 33 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公示する。

令和 8 年 6 月 1 日

金ヶ崎町農業委員会会長 菊池 成壽



記

1 農地の所在等

所在・地番 (岩手県胆沢郡金ヶ崎町)	地目	面積 (㎡)	農地に関する 権利の種類	第 33 条の該当 条項等	農地の所有者 等の情報
永栄春宮田川原 32 番 1	田	1,431	所有権	第 33 条第 1 項	朝倉 なら子
永栄春宮田川原 33 番	田	2,217	所有権	第 33 条第 1 項	朝倉 なら子
永栄南島川原 4 番 1	田	868	所有権	第 33 条第 1 項	朝倉 なら子
永栄南島川原 5 番 1	田	920	所有権	第 33 条第 1 項	朝倉 なら子
永栄南島川原 9 番 2	田	1,497	所有権	第 33 条第 1 項	朝倉 なら子
永栄南島川原 10 番 1	田	607	所有権	第 33 条第 1 項	朝倉 なら子
永栄南島川原 10 番 3	田	404	所有権	第 33 条第 1 項	朝倉 なら子
三ヶ尻東関口 8 番 1	田	595	所有権	第 33 条第 1 項	小関 巳之助
西根寺下 429 番	畑	700	所有権	第 33 条第 1 項	及川 キリ

農地法第 33 条第 1 項 耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが
 確実に認められるものとして農林水産省令で定める農地

2 この公示は、農地法第 32 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び同法第 33 条第 1 項の農地につ
 いて、当該農地について同法第 32 条第 2 項及び第 3 項（これらの規定を同法第 33 条
 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による探索を行った結果、農地の所有者
 又は当該農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者（以下「所有
 者等」という。）を確知できないことから行うものである（農地法施行規則第 74 条の
 2 により探索を行ったとみなされる場合を含む）。

3 上記の農地の所有者等は、この公示の日から起算して 2 月以内に、次に掲げる事項を
 記載した申出書に当該農地についての権原を証する書類を添えて農業委員会に提出する
 ものとする。

- (1) 申出を行う者の氏名、住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地、
 代表者の氏名）
- (2) 当該農地の所在、地番、地目、面積

4 また、この公示があった日から起算して 2 月以内に所有者等から申出がなかった場合
 には、農地法第 41 条に基づき、農地中間管理機構にその旨を通知し、当該公示に係る農
 地（農地法第 32 条第 1 項第 2 号に該当するものを除く。）について都道府県知事の裁定
 により利用権の設定が行われることがある。